

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人海洋研究開発機構

1. これまでの経緯

当機構においては、平成 19 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、「随意契約見直し計画」を策定し、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、原則として、20 年度から全て一般競争入札等の競争性のある契約に移行することとしました。その結果、平成 20 年度においては、競争性のある契約の割合が大きく増大したところであります。

	競争性のある契約				競争性のない契約			
	件数（件）		金額（千円）		件数（件）		金額（千円）	
20 年度	433	66.5%	43,455,449	91.2%	218	33.5%	4,171,092	8.8%
19 年度	161	18.6%	7,046,054	20.0%	705	81.4%	28,218,051	80.0%

また、平成 20 年度における競争性のある契約のうち、約 7 割が一者応札・一者応募となっております。これにつきましては、文部科学省等からの要請に基づき、平成 21 年 8 月に、その改善方を策定し、公表したところであります。

○競争契約における応札者・応募者を増やすための改善方策について

<http://www.jamstec.go.jp/j/about/procurement/kaizen.html>

2. 随意契約等の見直し計画

今般、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、当機構において、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、平成20年度の契約について、点検・見直しを行い、下記のとおり「随意契約等見直し計画」を策定いたしました。当機構においては、今後とも、同計画を基に、より一層の契約の競争性・透明性の確保を図ることとしております。

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行いました。

今後、随意契約に関しては、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等の競争性のある契約に移行することとします。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(66.5%) 433	(91.2%) 43,455,450	(86.2%) 561	(94.6%) 45,078,118
競争入札	(51.6%) 336	(78.4%) 37,350,674	(72.8%) 474	(82.9%) 39,475,757
企画競争、公募等	(14.9%) 97	(12.8%) 6,104,776	(13.4%) 87	(11.7%) 5,602,361
競争性のない随意契約	(33.5%) 218	(8.8%) 4,171,092	(13.8%) 90	(5.4%) 2,548,424
合 計	(100%) 651	(100%) 47,626,542	(100%) 651	(100%) 47,626,542

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられました。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、こ

これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努めることとしております。

なお、下表「一者応札・一者応募案件の見直し状況」において、「点検の結果、指摘事項がなかったもの」については、委員会の点検前に、特定の業者のみが履行できる内容とならない仕様書を作成することや、原則として、仕様書をホームページにおいて一般競争入札公告に添付・公表すること等の措置を講じているものです。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	433	43,455,450
うち一者応札・一者応募	(72.1%) 312	(96.8%) 42,056,892

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(7.1%) 22	(0.5%) 221,791
仕様書の変更	2	57,078
参加条件の変更	20	164,713
公告期間の見直し	—	—
その他	—	—
契約方式の見直し	(0.3%) 1	(0.3%) 133,722
その他の見直し	—	—
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(92.6%) 289	(99.2%) 41,701,379

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」210件を含む。

3. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施します。

また、一者応札・一者応募に関しては、以下のとおり改善方策を策定し、公表しているところですが、引き続き、同方策を確実に実行していきます。また、その他、一者応札・一者応募の改善に資する手法を検討し、順次、取り入れていくこととしています。

- ① 仕様書において、参加要件にあたる事項を規定しているものについて、調達部署に対して、過度の要件をかけないようマニュアル等をもって周知徹底します。
- ② 調達情報の一般競争入札公告及び随意契約事前確認公募公告において、原則として、仕様書等（PDF 版）を添付し、公告と同時に調達内容の詳細が把握できるようにします。
- ③ 競争参加者から提案書を提出させる総合評価落札方式については、入札公告期間終了後（入札説明会を開催する場合は開催後）、原則として当該提案書提出の締め切りまで 20 日以上の期間を確保することとします。
- ④ 地方の拠点における調達について、所在する市役所等において掲示してもらうよう依頼することとしています。
- ⑤ 競争参加者が入札等に参加するための十分な準備期間を確保できるよう、調達予定情報をホームページにて公表します。

以上